

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する工事現場のガイドライン

令和2年5月21日

(一社) 日本空調衛生工事業協会
生産システム委員会

5月4日付で、全都道府県を対象に緊急事態措置の実施期間が5月31日に延長され、同日開催された第33回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「基本的対処方針」が変更され、総理大臣及び国土交通大臣の発言にて、事業者及び関係団体は、今後の継続的な対策を見据え、5月4日の専門委員会の提言を参考に、業種別のガイドラインを作成することとの要請がありました。

日空衛はこの要請を受け、生産システム委員会を中心に検討し、下記のガイドラインを作成したので、各会員はこれを参考に自主的な感染防止の取組を進めることとします。

1. 現場への出退勤時

- 協力会社作業員の出退勤時の乗用車乗合は、車中は密閉・密接となるので、窓を開ける、エアコン使用時は外気取入れとする等、新鮮空気の取り入れを考慮し、マスク着用を行う。出来れば出退勤の車は工具運搬専用として乗合を止め電車通勤を検討する。
- 現場内では、マスク着用を徹底し、ゴーグルやフェースガードの着用も併せて検討する。
- 出勤前に自宅にて体温測定を行い、発熱や風邪の症状がある場合には、職長又は所属会社へ連絡し自宅待機とする。
- 社員及び協力会社社員は、現場入場時の朝と休憩後の午後に、非接触型体温計等にて体温確認を行い37.5℃以上は帰宅させる。
- 現場入場時は消毒液等にて手指の消毒を行ってから入場する。

2. 朝礼・KY活動・休憩時

- 朝礼は職長のみが参加し、各自十分な間隔（2m以上）を確保して行う。
- 作業前の体操は、各自作業場所にて十分な間隔（2m以上）を確保して行う。
- 朝礼後に職長は現地にて作業内容等の伝達やKYを実施する。
- 食事や休憩は対面を避け、間隔を空けて休憩するが、スペースと人数を考慮し、作業班毎に休憩時間を組み合わせて、適切な人数となるよう考慮する。

3. 現場作業時

- 室内作業を行う場合には、サーキュレーター等の送風機にて、作業場所の換気を促す。
- 昇降足場や重機等を使用する前に、レバーやハンドル等の消毒を行い、使い捨ての手袋を着用する。
- 額の汗が目に入らないようにする。

4. 工事現場事務所及び休憩所や喫煙所

- 現場事務所及び休憩所は、常時換気を行い、さらに窓・扉を開放する。
- 現場事務所の社員会話における飛沫感染防止対策としてビニールシートなどで区画する。
- 会話をする際はマスクを着用し飛沫飛散防止に努める。
- ドアノブ・打合せテーブル等は、始業前と午後の2回以上消毒をし、トイレの消毒も行う。
- 事務所内と休憩所内にアルコール消毒液を設置する。
- 事務所内及び休憩所に3密対策や手洗い・うがい等のポスターを掲示し、意識向上を図る。
- 休憩及び食事前には手洗い・うがい等を行う。

5. 各種会議・打合せ

- 不要不急な会議・打合せは開催しない。
- 会議や打合せ及び新規入場者教育等は、十分な間隔（2m以上）を確保し、最低限の人数にて、十分な換気を実施した上で、手指の消毒とマスクを着用して短時間にて行う。
- オンライン会議ツールの活用を検討する。

6. 他業種との調整

- 作業範囲において、他業種と輻輳する場合は、当該業種と当ガイドラインを参考に協議し、その結果に基づいた対応とする。

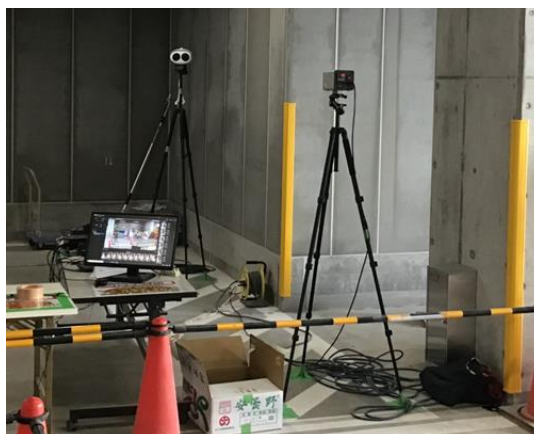
7. 昼食時、休憩時の会話

- 必要最小限の会話とし、大声での会話はしない。
- 会話をする際はマスクを着用し飛沫飛散防止に努める。

(1) 工事現場事務所内の社員間の飛沫感染防止対策



(2) 現場入場時の非接触式体温計及びサーモグラフィ等の体温自動測定



(3) 朝礼時の体操はマスク着用で距離を確保して実施



(4) 作業員詰め所（間隔の確保）



(5) 喫煙所（間隔の確保）



(6) ポスター等の設置

